平成２９年（フ）第３９１号
静岡県藤枝市田沼１丁目19番15―302号　寿マンション、旧住所静岡県藤枝市駅前２丁目13番17号　ルミナス110号室
債務者　中澤　健子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９７号
岡山市南区妹尾3398番地１　フレンズコーポ101
債務者　大田　和成
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７７号
静岡県浜松市中区花川町236番地の１
債務者　伊藤かおり
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３３６４号
大阪府東大阪市島之内１丁目１番８―102号
債務者　三嶋　早苗
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３６６号
大阪市中央区谷町７丁目１番33―602号
債務者　東本　理佳
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３８号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目14番地14サンベール107
債務者　山崎　吉巳
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３９号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目14番地14サンベール107
債務者　山崎　優子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７５号
岡山県瀬戸内市長船町服部35番地17
債務者　渡部　明美
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３号
岡山市中区乙多見358番地　ルミエールドボナールＤ215
債務者　金田　里絵（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１３号
岡山市南区福成１丁目178番地６　ＦＥＲＩＯ　202号、旧住所岡山市北区牟佐1110番地２
債務者　篠岡　克享
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５号
長崎県南島原市加津佐町乙1280番地２
債務者　久間兼一郎
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第２９号
新潟県妙高市大字関山5449番地３、申立時の住所山形県米沢市春日１丁目７番17号
破産者　佐藤　佑人
1　主文　当裁判所が平成29年６月14日午前10時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県米沢市春日１丁目７番17号」とあるのを「新潟県妙高市大字関山5449番地３、申立時の住所山形県米沢市春日１丁目７番17号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年８月16日
山形地方裁判所米沢支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０７号
長野県上田市野倉602番地
破産者　吉田美佐代
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１４号
岩手県一関市大東町大原字中島23番地41
破産者　金野　裕紀
1　決定年月日　平成29年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１９９号
福岡県久留米市原古賀町24番地26　セキレイマンション久留米404号、開始決定時の住所福岡県久留米市諏訪野町2164番地１
破産者　太閤寿司こと　檀　　和憲
1　決定年月日　平成29年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部